

走行中のシートベルト着用のお願ひ

道路交通法の改正により、平成20年6月から被害軽減対策として後部座席シートベルトの着用が義務化され、バス（一般路線バスを除く。）のお客様についてもシートベルトの着用義務の対象となりました。

もとより安全運転には心がけておりますが、昨今の交通事情から万一のことが発生しないとも限りません。

法律改正の趣旨をご理解いただきまして、乗車の際にはシートベルトを必ず着用していただきますようお願いいたします。

茨 城 県 警 察
社団法人茨城県バス協会